

郵政民営化に関する意見

郵政民営化法は、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念としています。

こうした基本理念を踏まえ、私たちは他の金融団体とともに、郵政民営化にあたって、公正な競争条件の確保、適正な経営規模への縮小、地域との共存、利用者保護、を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。

以下、これまでの郵政民営化の進捗状況を踏まえ、私たちの評価と期待を述べさせていただきます。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有し、政府関与が残る間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えないと考えています。

2015年11月、日本郵政グループ3社が上場しました。このうち、日本郵政については、先月、政府保有株式の二次売出しが実施されたところです。

一方、ゆうちょ銀行を含む金融2社の株式については、日本郵政グループ3社が上場することを公表した際に、日本郵政が「まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」との方針を示しているだけであり、完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた具体的な道筋が未だに明らかにされていないことは誠に遺憾です。

また、日本郵政グループは、銀行法上の持株会社の出資規制や子会社の業務範囲規制の適用が除外され、民間の銀行グループには認められていない郵便・物流や物販等の非金融業務と金融2社の金融業務をグループ一体となって推進しています。この点においても、公正な競争条件が確保され

ていないと考えています。

なお、グループ内の他の事業に起因するリスクが金融事業に波及すれば、わが国の金融システムを不安定化させかねず、適切なリスク遮断の措置がとられる必要があると考えています。

適正な経営規模への縮小

ゆうちょ銀行の貯金残高は 179 兆円（2017 年 3 月末）にのぼっており、依然として国際的に類を見ない規模となっています。また、貯金残高は一時減少していましたが、2011 年度以降は再び増加に転じています。

こうした状況の下、完全民営化に向けた具体的な道筋が未だ明らかにされないまま、昨年 4 月にゆうちょ銀行の預入限度額が 1,000 万円から 1,300 万円に引き上げられたことは誠に遺憾です。

足許のゆうちょ銀行の貯金残高の増加率は、民間金融機関の預金残高の増加率を下回っています。このため、ゆうちょ銀行は、預入限度額の引上げに伴う資金シフトはないとしています。しかし、私たちは、未曾有の金融緩和政策の下で、ゆうちょ銀行が積極的に貯金獲得を行っていないことが背景にあると考えています。先行き金利上昇等の環境変化が生じれば、大幅な資金シフトが生じ、民間金融機関の経営を圧迫して、地域の金融システムの安定を揺るがすなど、地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念されます。関係当局において、深度あるモニタリングが行われることが必要と考えています。

地域との共存

これまでゆうちょ銀行と民間金融機関は、A T M の相互利用や顧客手数料の無料化等の連携、地域活性化ファンドの創設など、各行の経営判断のもと、それぞれの経営基盤を活かして様々な連携を進めています。本年 9 月には、郵便局内に民間金融機関の利用者の通帳再発行や住所変更手続き等を受け付ける「銀行手続きの窓口」が設置され、また、ゆうちょ銀行は民間金融機関と税公金の取りまとめ事務の共同化に関する検討を進めると

しています。

ゆうちょ銀行と民間金融機関が、地域活性化やお客さまの利便向上等を目的として、こうした連携・協調を進めていることは、意義があると考えています。

利用者保護

郵政民営化委員会は、6月に公表した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の意見」の中で、口座貸越による貸付業務に関し、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保と、利用者への分かりやすく丁寧な説明、利用者の適正な利用のサポート、必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保が必要であると指摘しました。これは重要な指摘だと評価しています。

ゆうちょ銀行において、利用者保護に関する態勢整備を進めるとともに、関係当局において、その適切性を随時検証していく必要があると考えています。

2. 今後の郵政民営化への期待

公正な競争条件の確保

郵政民営化法は、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行の株式の全部処分を目指し、できる限り早期に処分することを求めています。公正な競争条件の確保の観点から、まずは、郵政民営化法の改正時の附帯決議に沿って、日本郵政がゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすとともに、その確実な実行が担保される必要があると考えています。

それがないままに、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げたり、業務範囲を拡げたりすることがないように、郵政民営化委員会および関係当局において、公平かつ適正に審議・検討が行われることを希望します。

なお、親子上場という形態は、子会社の少数株主利益を脅かしかねず、決して望ましい姿とはいえません。この点からも金融2社の株式は早期に全部処分される必要があると考えています。

適正な経営規模への縮小

日本郵政グループの中期経営計画で打ち出された、ゆうちょ銀行が「機関投資家」を目指すという方向性は望ましいものと認識しています。そのためにも、ゆうちょ銀行が的確なリスク管理態勢の下、機動的な資産運用を行えるような、適正な規模へのコントロールが必要になると考えています。

仮に更なる預入限度額の引上げが行われ、ゆうちょ銀行の規模拡大が進んだ場合、先に述べたような民間金融機関の経営圧迫の懸念が強まるうえ、市場急変時等に顕在化し得るリスクは更に大きくなり、ゆうちょ銀行の企業価値の毀損、ひいては、将来的な国民負担の発生に繋がる懸念も否定できません。

預入限度額の再引上げについては、こうした観点を踏まえた慎重な検討が必要だと考えています。

なお、上記の中期経営計画は貯金残高の増加を目標に掲げていますが、上述のような規模拡大の弊害への懸念を踏まえ、今後、見直されるべきであると考えています。

地域との共存

地域活性化やお客さまの利便性向上の観点から、ゆうちょ銀行と民間金融機関がそれぞれの機能やネットワーク等の経営基盤を活用しつつ、ATM提携や地域活性化ファンドの創設、事務の共同化等の連携・協調を行うことは意義のあることであり、引き続き各地でそうした取組みが進むことを期待します。

ただし、私たちは、ゆうちょ銀行が地域と共存するためには、民間金融機関と切磋琢磨していくことができるような公正な競争条件の確保が前提だと考えています。こうした観点からも、あらためて、まずはゆうちょ銀行の完全民営化に向けた説明責任が果たされることを強く希望します。

以上